

## 「埼玉女子短期大学 研究活動に係る行動規範」

科学研究に携わる全ての研究者は、科学研究が社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚し、自らの研究において、高い倫理性を発揮し誠実に行動する責任を有する。

ここに、埼玉女子短期大学における、研究活動および公的研究費を執行する上で基準となるべき行動規範を定める。

1. 全ての公的研究費は、研究成果を社会に還元するために交付されたものであり研究者はその使用に当たり、関連の法令、規則および本学の諸規則を遵守しなければならない。
2. 研究者は個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別をすることなく、公正な研究の遂行を実践しなければならない。
3. 研究活動またはその成果の発表過程において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
4. 研究データや資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
5. 指導的立場にあるものは、研究倫理や研究プロセスの在り方について、学生や若手研究者に教育する責務を果たさなければならない。
6. 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
7. 不正行為や不正使用があった場合には、その是正に努めなければならない。また、不正行為が行われ、若しくは行われたことを知ったときは、それを放置しない。